

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会 P R 資材貸出規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋) 及び第 5 回アジアパラ競技大会の開催機運の醸成を図るため、アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会 (以下、「準備会」という。) が所有する P R 資材の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(管理事務)

第 2 条 P R 資材の管理事務については、準備会事務局 (愛知県スポーツ局アジア・アジアパラ競技大会推進課及び名古屋市総務局総合調整部アジア・アジアパラ競技大会推進室) が行う。

(貸出を行う物品)

第 3 条 貸出の対象となる P R 資材は、別に定めるものとする。

(貸出対象)

第 4 条 貸出を受けることができる者 (以下、「使用者」という。) は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 愛知県内の市町村、小・中・高等学校、大学
- (2) 第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋) 及び第 5 回アジアパラ競技大会で実施予定の競技の関係団体、過去のアジア競技大会及びアジアパラ競技大会で実施された競技の関係団体
- (3) 競技会場予定施設、その施設を所管する自治体
- (4) その他、準備会が適当と認めた者

(貸出期間)

第 5 条 P R 資材の貸出期間は、原則貸出日の翌日から起算して 7 日以内とする。ただし、返却日が愛知県庁及び名古屋市役所の閉庁日の場合は、その日以降の直近の開庁日に返却することとする。

(貸出及び返却)

第 6 条 貸出及び返却は、原則愛知県庁及び名古屋市役所の開庁日に準備会が指定する場所で行うこととする。

(使用の届出)

第 7 条 P R 資材の使用を希望する者は、貸出希望日の 14 日前までに、P R 資

材使用申請書（様式1）（以下、「申請書」という。）を準備会事務局に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 第1項の申請に対する承認は、次条の規定に該当する場合を除き、申請書を受理した順に行う。また、準備会事務局は、申請書を受理した日から5開庁日以内に貸出しの可否及びPR資材の引き渡し場所等について、申請書に記載されている担当者に連絡する。

（使用の不承認）

第8条 準備会は、次の各号のいずれかに該当する場合はPR資材の貸出を承認しない。

- （1）第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会の広報・PRに資するイベント・事業と判断されないとき。
- （2）法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- （3）特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがあると認められるとき。
- （4）特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- （5）アンブッシュマーケティングに該当するおそれがあると認められるとき。
- （6）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者が使用するとき。
- （7）前各号に掲げるもののほか、その使用が不適切と認められるとき。

（承認の取り消し等）

第9条 準備会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- （1）この規程に反していると認められるとき。
- （2）使用の目的又は条件に反していると認められるとき。
- （3）申請書に虚偽又は不正があることが判明したとき。
- （4）故障、災害その他の理由によりPR資材が使用できないとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、その使用が不適切と認められるとき。

（譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、PR資材を譲渡及び転貸並びにPR資材を利用して利益を上げる行為をしてはならない。また、PR資材の複製、加工及び二次利用をしてはならない。

（使用料）

第11条 使用料は無料とする。ただし、申請・報告に要した経費、PR資材の

運搬撤去に係る経費又は使用等に要した経費は、使用者の負担とする。

(責任の所在)

第12条 PR資材を使用中に第三者もしくは使用者自身に損害を与えた場合は、使用者はその損害を賠償するものとする。ただし、準備会の責に帰すべき事由による場合を除く。

(PR資材の管理)

第13条 使用者は、PR資材を適正に使用、保管し、返却する際は、貸出時の状態で返却すること。

2 PR資材を毀損、汚損、紛失等した場合は、PR資材毀損等報告書(様式2)を準備会に提出するとともに、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、準備会が認めた場合は、その額を減額し、又は免除することができる。

(報告)

第14条 使用者は、PR資材の貸出期間終了後14日以内に準備会事務局へPR資材使用報告書(様式3)を提出すること。

(その他)

第15条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年7月27日から施行する。